

静岡県中小企業事業資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者等の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 小規模企業者

信用保険法第2条第3項に掲げるものをいう。

(3) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(4) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(5) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなったときは、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、経営改善資金及び短期経営改善資金とする。

第4 融資の条件

融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない者
- (4) 県の制度融資を不当に利用した者
- (5) その他知事が適当でないと認めた者

第5 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申し込むものとする。
- (2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、協会の保証を付すものは申込書類を協会に送付し、協会の保証を付さないものは知事に送付するものとする。

第6 保証の承諾、融資のあっせん

- (1) 協会は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。
- (2) 知事は、取扱金融機関から第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資承認の通知を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書類の送付

を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

第7 融資の実行

- (1) 取扱金融機関は、第6による融資のあっせん等を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには融資を行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行った場合のうち、協会の保証を付さない場合においては、融資実行後5日以内に、様式第21号により知事に通知するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第6により融資のあっせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第28号により知事に報告するものとする。

第9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

ただし、協会の保証を付さない融資において、融資条件の変更等が生じた場合は、取扱金融機関が当該変更内容を知事に報告するものとする。

第10 報告

協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第11 利子補給金の額

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中、各月初残高の合計を6で除して得た金額）に融資実行時における利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の債務保証付融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とする。

ただし、令和7年8月1日以降に融資実行されたものについて、中小企業者等が当該融資について期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の属する月の前月末の保証債務残高又は融資残高を各月初残高とする。

第12 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第22号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第13 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第14 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第23号）
 - イ 所要額計算書（様式第24号）

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第15 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第27号)

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第16 利子補給金交付手続

第12利子補給金の申請から第15請求の手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱及び静岡県特別政策資金融資制度要綱の利子補給金交付手続と一括して行うものとする。

第17 利子補給金の返還

(1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、当該取扱金融機関に対し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

(2) 知事は、取扱金融機関がこの要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(3) 取扱金融機関は、(1)(2)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

2 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県中小企業組織強化資金融資制度要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資(以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。

3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} - \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表中、小口零細企業貸付に係る改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年9月20日から施行する。ただし、様式第21号から第26号の改正規定は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年 5 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

別表

資金名		融資対象者	資金使途
事業資金	経営改善資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、常時使用する従業員の数が、100人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては50人）以下のもの。	事業経営に必要な設備資金、運転資金及び経営改善資金（経営改善資金借換枠を除く）既借入金の借換えに必要な資金（同一資金・貸付の枠内で新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。） 〔静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領 参照〕
		（小口零細企業貸付）* 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる小規模企業者 * 国の小口零細企業保証制度に対応する資金	
		（経営改善資金借換枠） 静岡県中小企業融資制度資金（短期経営改善資金、経営安定資金のうち経済変動対策貸付の信用補完借換枠及び特例保険付き信用保証を利用する資金を除く。）の既融資残高がある中小企業者及び組合であって、当該資金（以下「県制度融資既借入金」という。）の借換えにより元金月賦償還額の軽減が図れるもの。	（一本化） 県制度融資既借入金の借換えに必要な資金
			（新規資金の投入） 事業経営に必要な設備資金、運転資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）
事業資金	短期経営改善資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、常時使用する従業員の数が、50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては20人）以下のもの。	仕入れ、決済、賞与等に必要な資金

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
1 企業 5,000 万円 (共同施設 1 施設 5,000 万円)	別に定めるところによる。	10 年以内	元金均等月賦償還 又は元利均等月賦 償還 ただし、1 年以内 の据置期間を認め る。	協会の保証付きと し、保証料率は別に 定めるところによ る。	協会の定めるところによる。	・申込書(様式第 1 号) ・協会が定める書類 (新規借入時に既借入金と一本 化する場合) 上記の書類の他 ・借換計画書(様式第 1 号別紙 2)	商工会議所 商工会 静岡県中小企 業団体中央会 (以下「中央 会」という。) 公益財団法人 静岡県産業振 興財団(以下 「産業財団」 という。) 県商工金融課 取扱金融機関
全ての協会の保証 付き既借入金残高 と合計で 2,000 万 円							
県制度融資既借入 金残高				取扱金融機関が必要 と認めたときは、協 会の保証を付するも のとし、その保証料 率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は 協会の定めるところによる。	・申込書(様式第 1 号) ・借換計画書(様式第 1 号別紙 1) ・県制度融資既借入金である ことを証する書類(協会保 証付き融資を借り換える場 合を除く。) ・協会が定める書類(保証付 きの場合) ・信用保険法第 2 条第 5 項に 基づく認定書(経営安定関 連保証を利用する場合) (新規借入時に既借入金と一 本化する場合) 上記の書類の他 ・借換計画書(様式第 1 号別 紙 2)	取扱金融機関
県制度融資既借入 金残高と合計で 5,000 万円							
1 企業 700 万円 1 組合 1,500 万円 ただし、組合員に 対する転貸融資の 場合は、1 組合 1 億円でかつ 1 組合 員当たり 700 万円		5 か月以内	元金均等月賦償 還、元利均等月賦 償還 又は一括償還	協会の保証付きと し、保証料率は別に 定めるところによ る。	協会の定めるところによる。	・申込書(様式第 2 号) ・協会が定める書類	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関